

社会福祉法人 念頭福社会

役員・評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 念頭福社会（以下、法人という）役員・評議員の報酬等について規定するものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員・評議員報酬)

第4条 役員・評議員報酬は、役員・評議員が理事長の招集の応じ理事会、評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合には、その出席1日につき、5,000円を支給する。

3 前2項の他、園の用務により行事、契約業務等の立会い等で出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

4 評議員選任・解任委員が、理事長の招集に応じ、評議員選任・解任委員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

5 報酬は法令の定めるところによる。控除すべき金額を控除して支給する。

附則 この規定は平成29年度 6月17日より施行し 平成29年4月1日より適応する。